

(株) 最上クリーンセンター産業廃棄物最終処分場増設事業環境影響評価 方法書への意見について

1 全般的事項

- (1) 環境影響評価の手続きを進めるにあたっては、地域住民に対し、丁寧な説明を行うなど誠意ある対応を行うこと。
- (2) 環境への影響の予測にあたっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (3) 既存処分場の影響を含めた環境への影響について、調査、予測及び評価を行うこと。
なお、評価項目によっては、既存処分場の整備、供用による環境の変化の把握が困難な項目もあることから、評価項目ごとに予測、評価の考え方を整理すること。
- (4) 環境影響評価手続きを進める中で、既存施設の環境への影響が明らかとなったものについては、今回の増設事業における環境保全措置等に反映させること。

2 事業特性及び地域特性

- (1) 埋立て完了部の法面や埋立て終了後の緑化にあたっては、当該地域に生育する植物を選定するなど、地域の生態系に配慮した緑化計画とすること。
- (2) 自然環境及び社会状況の把握にあたっては、最新のデータを使用すること。

3 大気環境（騒音）

今回の増設が既存の埋立地へのかさ上げとなっていることから、埋立てが進むにつれて作業機械等の騒音発生源の位置が高くなることによる騒音の影響について検討し、方法書に明記すること。

4 動植物、生態系

- (1) 動植物については、処分場の外周柵等の設置位置から 100mまでの範囲を調査対象地域としているが、鳥類や哺乳類、両生類などの動物については行動範囲や生息域等が違うことを踏まえ、適切な調査範囲を設定すること。
- (2) 注目すべき植物種として、県レッドデータブックや国レッドリストに該当する植物が記載されているが、注目すべき昆虫類の食草等となる植物についても重要な種と同等の扱いとし、調査、予測及び評価の対象とすること。
- (3) 特定植物群落の把握にあたっては、第5回自然環境保全基礎調査（環境省）を参考とすること。

5 人と自然との豊かなふれあい

最上町の環境基本条例の趣旨を踏まえ、「地域の成り立ちと地域文化」について、評価項目として選定すること。

6 その他

- (1) 県及び最上町が制定又は策定している環境に関する条例、計画等の内容を十分踏まえたうえで評価を行うこと。
- (2) 廃棄物搬入車両等の走行が集中する居住地区における交通事故防止対策を徹底すること。